

# いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 第2回 総務企画専門委員会



いちご<sup>いちえ</sup>一会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

【大会会期：令和4年(2022年)10月1日(土)～10月11日(火)】

## 書面開催

## 資 料 目 次

### いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 第2回 総務企画専門委員会

#### (1) 報告事項

- 報告事項1 いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会  
総務企画専門委員会委員の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 報告事項2 リハーサル大会及び三重国体の中止について・・・・・・・・・・P2

#### (2) 審議事項

- 議案第1号 いちご一会とちぎ国体 野木町大会報告書編成方針(案)・・・・・・・・P3
- 議案第2号 いちご一会とちぎ国体 野木町炬火イベント実施要項(案)・・・・・・・・P4

#### ◆参考資料

- いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会総務企画専門委員会名簿・・・・・・・・P5
- いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会専門委員会規程・・・・・・・・P6

# 報告事項

いちごいちえ 会 とちぎ 国体

The 77th National Sports Festival

夢を感動へ。感動を未来へ。 2022

## 報告事項 1

### いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会総務企画専門委員会委員の変更

令和2年8月6日から令和3年9月7日までの間における実行委員会の役員及び委員等の変更については、下記のとおりである。

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会則第13条第4項の規定により会則第8条の規定を準用し、報告する。

#### 【変更のある委員】

所属機関・団体	役職名	新任者	前任者	備考
野木町観光協会	会長	寺内 浩	岡部 美喜男	
野木町ボランティアセンター利用者協議会	会長	川上 次郎	原田 孝之	
野木町町民生活部生活環境課	課長	橋本 利男	知久 佳弘	
野木町産業建設部産業課商工観光係	課長補佐	岩崎 統一	金原 寛	
野木町町民生活部生活環境課人権協働推進係	課長補佐	遠藤 操	蓬田 真也	
野木町総合政策部政策課政策係	係長	大日方 貴雄	岩崎 統一	

## 報告事項 2

### 国民体育大会競技別リハーサル大会及び三重国体の中止について

国体競技別リハーサル大会として、野木町で開催を予定していた以下の競技を今般の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、共催市及び日本ハンドボール協会等と協議のうえ中止としたので、報告する。

また、令和3年開催を予定していた三重国体も新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となったので、あわせて報告する。

### 記

#### 【競技別リハーサル大会】

大会名：第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント

開催日：令和3年8月11日(水)～14日(土)

(野木町の開催日は、8月11日)

その他：現状では、リハーサル大会の日程を組みなおして実施する予定はありません

#### 【三重国体】

大会名：三重とこわか国体(第76回国民体育大会)

会 期：令和3年9月25日(土)～10月5日(火)

# 審議事項

いちごいちえ 会とちぎ国体

The 77th National Sports Festival 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

# 議案第1号

## いちご一会とちぎ国体野木町大会報告書編成方針(案)

### 1 趣旨

この方針は、いちご一会とちぎ国体野木町広報基本計画に基づき、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」の開催状況や成果を記録し、大会レガシーとして未来に伝えるために作成する大会報告書の編成等に関する基本的な事項を定める。

### 2 方針

大会報告書は、記録写真を含むものとし、開催準備、競技会運営及び競技結果の記録とともに、協議や会場の雰囲気や伝えられるものとして作成する。また、国体等の関係者並びに多くの町民の記録に残るものとして、競技風景や運営ボランティア、競技補助員等の活動や本大会実施までの活動等を収録した記録映像DVDを添付する。

### 3 構成

開催準備編、本大会編、資料編の3部構成とする。また、記録写真及び映像については、各種開催準備状況及び本大会の運営、競技の状況、町民運動等について撮影する。

#### (1) 開催準備編

広報啓発運動、町民運動、歓迎装飾等

#### (2) 本大会編

競技の開催状況、おもてなし、ボランティア活動、学校観戦等

#### (3) 資料編

開催準備経過概要、大会概要、広報啓発運動、町民運動、大会結果、実行委員会資料等

### 4 配付

#### (1) 配付先及び作成部数

大会関係者等、配付する必要がある範囲を十分に検討し、配付先及び作成部数を定める。

#### (2) 配付時期

令和5年2月(予定)

### 5 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

いちご一会とちぎ国体野木町炬火イベント実施要項(案)

1 目的

この要項はいちご一会とちぎ国体野木町町民アクションプログラムに基づき、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会(以下、「野木町実行委員会」という。)が実施する炬火イベントについて、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会開催の機運を高め、炬火に込めた野木町民の「想い」を一つにすることにより、町民の力で国体を盛り上げることを目的として実施するために、必要な事項を定める。

2 用語の定義

炬火イベントとは、野木町実行委員会が実施する国体の炬火に関する一連のイベントのことをいう。

3 採火イベント

(1) 期日

令和 4 年 5 月 2 日 (月) ～令和 4 年 7 月末

(2) 場所

野木町内

(3) 参加者

野木町在住者

(4) 採火方法

「マイギリ式火おこし」で実施する。

4 集火式

(1) 期日

令和 4 年 8 月中に実施する。

(2) 内容

- ・町内各所において採火した火を炬火受け皿に集火し、野木町の火とする。
- ・炬火名の発表を行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、炬火イベントに関して必要な事項は別に定める。



# 参考資料

夢を感動へ。感動を未来へ。

いちご  いちえ 会 とちぎ  国体

## いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会則（令和元年9月25日施行）第13条第2項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称並びにいちご一会とちぎ国体野木町実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」

と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和2年2月17日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 町民協働に関すること。 5 観光・接伴に関すること。 6 炬火イベントに関すること。 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技会の運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設の整備に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 消防・警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること